

商品名 **のむラップ・ファンド 保守型／普通型／積極型**

委託会社:野村アセットマネジメント株式会社

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」という。）をお申込みされるご投資家の皆さまに、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

**お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分お読みください。**また、当ファンドへの投資に関して商品内容等を十分ご理解のうえ、お客さまご自身のご判断に基づいてお申込みください。

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

記

■当ファンドに係る手数料等について.....

◆お申込手数料

お申込金額(\*)に応じて、下記の手数料率を約定金額（投資に回った元本金額（基準価額×お申込口数））に乗じて得た金額がかかります。

| お申込金額  | 手数料率           |
|--------|----------------|
| 一律     | 1.10%（税抜1.00%） |
| スイッチング | お申込手数料はかかりません  |

- \* お申込金額…約定金額（投資に回った元本金額（基準価額×お申込口数））にお申込手数料およびお申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額
- ※オンライントレードで投資信託をご購入いただくと、上記お申込手数料率より0.5%（課税前）割引致します。（投信るいとう自動積立取引による購入を除きます。）
- ※オンライントレードの1回あたりの約定金額（投資に回った元本金額（基準価額×お申込口数））の上限は3,000万円です。
- ※分配金受取りコース間および分配金再投資コース間においては、それぞれスイッチング取引が可能です。
- ※スイッチング取引は、オンライントレードの取扱対象外となっております。

<例1:口数指定注文>

1,000,000口をご購入いただく場合、購入時の基準価額を10,000円とすると、  
約定金額＝10,000円×1,000,000口÷10,000口＝1,000,000円  
手数料＝1,000,000円×1.10%＝11,000円  
となり、お客さまがお支払いいただく金額は、合計1,011,000円となります。

<例2:金額指定注文>

1,000,000円の金額指定でご購入いただく場合、  
約定金額＝1,000,000円÷（1＋1.10%）＝989,120円  
手数料＝989,120円×1.10%＝10,880円  
となり、お客さまがお支払いいただく金額は、合計1,000,000円となります。

<例3:約定金額指定注文>

NISA 成長投資枠のご利用金額を2,400,000円と指定してご購入いただく場合、  
約定金額＝2,400,000円  
手数料＝2,400,000円×1.10%＝26,400円  
となり、お客さまがお支払いいただく金額は、合計2,426,400円となります。

- ◆信託報酬
- ◆信託財産留保額
- ◆換金(解約)手数料
- ◆その他の費用

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

当ファンドにかかる費用の合計額は、上記の「お申込手数料」「信託報酬」「信託財産留保額」「換金手数料」「その他の費用」の各項目に記載された費用の合計額となりますが、保有期間に応じて異なりますので明示することができません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■当ファンドの取扱いコース.....

当ファンドについては下記 2 コースの取扱いがあります。お申し込みの際に、ご指定下さい。

- ・ 分配金受取りコース
- ・ 分配金再投資コース : 分配金は税引き後自動的に全額再投資されます。

## ■クーリング・オフの適用について.....

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規程(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ■当ファンドのお申込単位(投信るいとう自動積立取引を除く).....

口数指定注文の場合 : 10,000 口以上 10,000 口単位

金額指定注文の場合 : 10,000 円以上 1 円単位

## ■当ファンドに係る金融商品取引契約の概要.....

八十二証券株式会社(以下「当社」という。)は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する業務を行います。

## ■当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要.....

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、証券総合口座の開設が必要になります。
- ・ 売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ オンライントレードでのお取引は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいたうえでご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

## ■当ファンドの販売会社の概要.....

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 商号       | 八十二証券株式会社                         |
| 登録番号等    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号           |
| 本店所在地    | 〒380-0824 長野県長野市南石堂町1277-2 長栄第2ビル |
| 設立年月     | 昭和24年5月                           |
| 資本金      | 30億円                              |
| 主な事業     | 金融商品取引業                           |
| 加入協会     | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会           |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター       |
| お問い合わせ先  | お取引のある本支店までお問い合わせください。            |

投信るいとう自動積立取引契約締結前交付書面

※投信るいとう自動積立取引をご契約される場合にお読みください

## ■投信るいとう自動積立取引に関する契約の概要.....

毎月指定された購入申込日に、ご指定された金額で、ご指定された銘柄の投資信託を自動的に取得するお取引です。

○クーリング・オフの適用について：当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規程(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

○手数料など諸費用について：本契約に係るお手数料は無料です。ただし、本契約に基づく個別ファンドの購入時には、所定のお申込手数料がかかります。その他、信託報酬等の手数料詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

○お申込単位について：5,000 円以上 1,000 円単位でお申込みいただけます。

その他、投信るいとう自動積立取引に関する契約の詳細につきましては、「投信るいとう自動積立取引規定」をご覧ください。

## 分配金再投資型について

下記の事項は、分配金再投資型の取扱いのある投資信託をお申込みされるご投資家の皆さまに、あらかじめご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分お読みください。また、投資信託への投資に関して商品内容等を十分ご理解のうえ、お客さまご自身のご判断に基づいてお申込みください。

記

### ■分配金再投資型について

#### ◆分配金の再投資とは

ファンドから払出された分配金で、もう一度同じファンドを買付けることです。払出された分配金から税金を差引き、その金額で買うことができる口数を計算し、即日と同じファンドの買付けを行います。分配金再投資型を選択すると、この流れの手続きが決算のたびに(分配金が払出されるたびに)自動的に行われます。

#### ◆お申込手数料

分配金で再投資を行う際は、お申込手数料はかかりません。

#### ◆再投資口数の計算

払出された分配金で、もう一度同じファンドを買いますので、分配金が払出された後は保有するファンドの口数が増えます。口数に関する計算例としては以下の通りです。

●保有口数 100,000 口

●分配金 100 円(1 万口あたり) ※全額が普通分配金

●分配金落ち後の基準価額 10,000 円(1 万口あたり)

##### (1) 分配金額の計算

分配金額 100 円 × (100,000 口 ÷ 1 万口) = 1,000 円

税引き後 1,000 円 - (1,000 円 × 20.315%) = 797 円

##### (2) 再投資できる口数の計算

計算式: 再投資する金額 ÷ 1 口あたり基準価額

計算例: 797 円 ÷ (10,000 円 ÷ 1 万口) = 797 口

##### (3) 再投資後の口数

計算式: 再投資前の口数 + 再投資する口数

計算例: 100,000 口 + 797 口 = 100,797 口

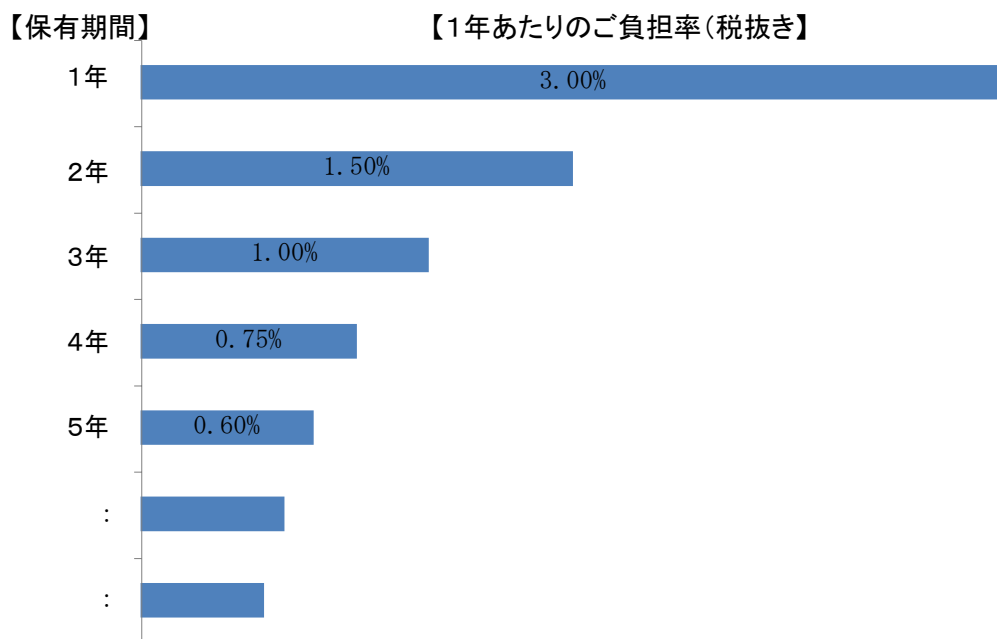
このように、決算前は 100,000 口だったものが、決算後からは 100,797 口保有することになります。新しい決算期以降は増えた口数での資産運用となります。

なお、NISA 成長投資枠(以下「成長投資枠」という。)を利用して分配金再投資型にご投資いただいた場合、普通分配金が非課税になりますので、払出された分配金全額で再投資することになります。当該年度の成長投資枠が残っている場合は成長投資枠内で再投資されますが、成長投資枠が上限に達した場合は、成長投資枠を超過した再投資分については課税口座でのお買付となります。

## 販売手数料に関するご説明

投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減ってきます。

### 例えば、販売手数料が 3%(税抜き)の場合



※投資信託によっては、ご解約時に解約手数料や信託財産留保額をご負担いただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。当ファンドの残存期間については投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。投資信託もしくはお取引形態等によっては、購入時手数料がかからない場合があります。

### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分(祝日等を除く)

以上